

報道関係者 各位

令和4年6月30日(木)

【照会先】

労働基準部賃金課

課 長 高橋 智

地方主任賃金指導官 服部 一夫

(電 話)052-972-0258

(F A X)052-951-4193

愛知地方最低賃金審議会を開催 (愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問)

下記により、愛知地方最低賃金審議会（第505回）を開催いたします。

記

- 開催日時：令和4年7月1日（金）午後1時30分から
- 場 所：名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室
名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
(別添「案内図」参照)
- 主な議題
 - 愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問（愛知労働局長から審議会会長あて）
 - 愛知県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問（同上）
- 取材要領：別添「取材要領」のとおり。

【取材要領】

- 1 報道関係者席において、会議開催中の傍聴が可能です。
- 2 写真撮影、ビデオ撮影については、会議運営の都合から、
 - (ア) 会議開催前の頭取り(2分程度)、
 - (イ) 愛知労働局長から審議会会長への「愛知県最低賃金の改正に係る諮問文」
の手交場面の1回のみとします。
- 3 傍聴人の方を撮影することはご遠慮ください。
- 4 指定した場所以外に立ち入らないでください。
- 5 携帯電話等の機器については、音が出ないように設定してください。
- 6 傍聴(取材)を希望される場合は、お手数ですが別紙に記入の上、6月30日(木)午後5時までに愛知労働局労働基準部賃金課(FAX:052-951-4193)へ連絡願います。
- 7 このほか、ご不明な点がありましたら次の広報担当者までお問い合わせください。
賃金課 高橋、服部 電話番号:052-972-0258

別紙

愛知労働局 労働基準部 賃金課 あて

F A X 0 5 2 - 9 5 1 - 4 1 9 3

7月1日開催

「愛知地方最低賃金審議会」

に係る取材連絡票

① 報道機関名 _____

② 取材者数 _____人

③ 連絡先

所属部署 _____

取材代表者氏名 _____

電話番号 _____

名古屋合同庁舎第2号館案内図

※

令和4年7月1日(金)

第505回 愛知地方最低賃金審議会

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室
(名古屋市中区三の丸2丁目5番1号)

